平成２５年（フ）第４３８号
兵庫県姫路市香寺町香呂687番地89
破産者　長尾　謙三
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６４号
福岡市南区野間１丁目13番５―903号
破産者　大塩喜久美
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５１号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西１丁目３番１号コーポマウンテン203号
破産者　小林　輝子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３号
埼玉県児玉郡美里町関2085―１　グリーンヒル美里内、住民票上の住所埼玉県新座市畑中１丁目11番22号
破産者　村山　純一
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２４号
横浜市神奈川区松見町３丁目534番地　コーポミサワ202
破産者　中村　司郎
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５３号
横浜市青葉区榎が丘55番地39、住民票上の住所神奈川県大和市中央林間西５丁目４番26号郷田ビル202
破産者　安部　信宏
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９７号
東京都稲城市大丸115番地の５　第一末広マンション301、破産手続開始時の住所横浜市青葉区奈良５丁目18番地10　フォレストＫ202
破産者　平山　　曜
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７８号
横浜市栄区飯島町1025番地６　レオパレスＭＲ―Ⅱ101
破産者　岩崎　則夫
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９７号
横浜市泉区岡津町2360番地３
破産者　中村幸比古
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６号
愛媛県宇和島市愛宕町３丁目２番13号
破産者　谷田　典弘
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３号
青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字松原57番地２　特別養護老人ホーム　サンタ園、開始決定時の住所青森県西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜60番地
破産者　鈴木　ユキ
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１８４２号
名古屋市天白区大坪２丁目705番地　エスパース21　１Ｂ号
破産者　後藤商事こと　後藤　昌平
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８７３号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目48番地
破産者　桑本　妙子
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２２１号
大阪市西区九条南１丁目５番11―305号、住民票上の住所大阪市西区九条南１丁目５番18―402号
破産者　岩野　照政
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５号
広島市南区西翠町１番８号、開始決定時の住所広島市南区段原１丁目２番13号
破産者　重松　正美
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６号
広島市佐伯区三筋１丁目12番11―202号、開始決定時の住所広島県廿日市市宮園８丁目４番地４
破産者　重松　　一
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０６号
広島市安佐南区高取北２丁目13番28―101号クレールまさもとＢ
破産者　松蔭　絵美（旧姓吉本）
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部